

指定ごみ袋供給遅延に伴う臨時措置について

世界情勢の影響を受け、全国的に原材料の調達が不安定な状況にあり、本町の指定ごみ袋においても製造受託事業者から供給遅延により安定供給が困難な状況となっております。

町民の皆さまの生活影響を最小限に抑えるため、下記の期間において臨時措置を実施いたしますので、ご理解ご協力お願いいたします。

措置期間：令和8年5月25日（月）～ 令和8年8月31日（月）まで

対象ごみ：家庭及び事業所から排出されるごみ

○使用できる袋

市販の透明・半透明の袋（20リットル～45リットル）

※袋は取手あり、取手なしのどちらでも使用可

※レジ袋、色付きの袋、肥料袋、紙袋は使用不可

○排出方法

① 袋に「もやすごみ」、「もやさないごみ」、「プラスチック」、「カン」、「ビン」、「ペットボトル」と大きく書いて出してください。

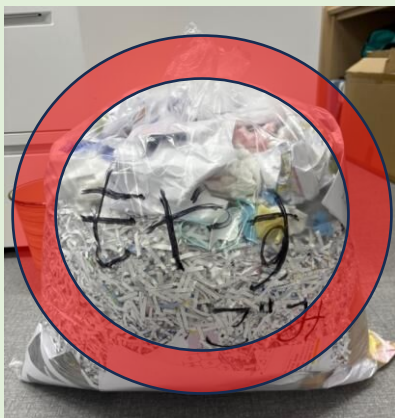
② 中身が確認できない色付きの袋は収集いたしません。

③ 中身が出ないように袋口をしっかりと縛ってください。

④ ごみ分別ルールに変更はありませんので、適切に分別されていない場合は収集いたしません。

※有害ごみ、粗大ごみの出し方は通常どおりです。

中身が見える透明・半透明の袋
⇒収集します。



中身が見えない色付きの袋
⇒収集しません。



お問い合わせ先：竹富町 まちづくり課 生活環境係 TEL：0980-82-1107